甲府市浄化センター水処理運転管理業務委託

（第　四　期）

別紙集

甲府市上下水道局

目　　次

別紙（1）　対象施設

別紙（2）　業務範囲

別紙（3）　業務実施基準書

別紙（4）　有資格者

別紙（5）　ユーティリティ

別紙（6）　遵守すべき関係法令・条例等

別紙（7）　水質試験サンプリング地点
　　甲府市浄化センター
　　住吉ポンプ場

別紙（8）　臭気測定地点及び騒音測定地点
　　甲府市浄化センター
　　住吉ポンプ場

別紙（9）　除草作業場所
　　甲府市浄化センター
　　住吉ポンプ場
　　池添ポンプ場

対　象　施　設

【対象施設】

本業務の委託場所、対象施設、関連施設及び主要設備を以下に示す。

1. 対象施設

番号	施設名称	施設の位置	概　要
①	甲府市浄化センター （水処理・汚泥処理）	甲府市大津町1645番地 面積 15.61ha	処理能力 139,800m3/日 標準活性汚泥法 （焼却・ｺﾝﾎﾟｽﾄ施設除く）
②	住吉ポンプ場	甲府市住吉三丁目28番1号 面積 2.86ha	高段ポンプ 39.0m3×4台 低段ポンプ 11.5m3×3台 雨水ポンプ 70.0m3×1台 （200PS:DE） 雨水ポンプ 50.0m3×3台
③	池添ポンプ場	甲府市朝気二丁目1番20号 面積 0.5ha	雨水ポンプ 45.0m3×1台 （110PS:DE） 雨水ポンプ 19.8m3×1台

関連施設

番号	施設名称	施設の位置	概　要
④	汚泥焼却施設	甲府市大津町1645番地	流動床式焼却炉 50t/日 （脱水ｹｰｷ）
⑤	ｺﾝﾎﾟｽﾄ施設 （休止施設）	甲府市大津町1645番地	一次発酵棟　500m3×1基 二次発酵棟　215m3×12槽 ｵｶﾞｸｽﾞ棟　762.13m2 前処理棟　905.24m2 能力　17.5t/日

2. 主要設備概要一覧

本業務の対象施設における主要設備を以下に示す。

予定では以下のとおりだが、更新等の事情により保有台数等が変更となる場合がある。

主要設備概要一覧

①甲府市浄化センター					
設備の名称	構造及び能力	保有台数			
		H25	H26	H27	H28
スクリーン	粗目スクリーン 懸垂式　目巾120mm	2	2	2	2
	細目スクリーン 自動除塵機　目巾25mm	4	4	4	4
汚水ポンプ	縦軸渦巻斜流ポンプ 800mm×84m3/min×270kw	2	2	2	2
	700mm×70m3/min×230kw	2	2	2	2
曝気ブロワー	多段ターボブロワー 170m3/min×280kw	3	3	3	3
曝気沈砂池	一方向旋回流式 巾 4.05m 長 11.0m 水深3.4m	6	6	6	6
最初沈殿池	一方向常流式 巾 14.05m 長 41.0m 水深2.5m	6	6	6	6
	巾 14.05m 長 28.5m 水深2.5m	2	2	2	2
反応タンク	一方向旋回流式 巾 6.8m 長 122.0m 水深4.8m	12	12	12	12
	巾 6.8m 長 114.0m 水深4.8m	4	4	4	4
最終沈殿池	一方向常流式 巾 14.0m 長 63.5m 水深3.15m	6	6	6	6
	巾 14.0m 長 71.5m 水深3.15m	2	2	2	2
塩素混和池	水路迂回流式 巾 3.5m 長 80.0m 水深 3.5m	2	2	2	2
次亜滅菌機	次亜注入ﾎﾟﾝﾌﾟ	2	2	2	2
①甲府市浄化センター					

設備の名称	構造及び能力	保有台数			
		H25	H26	H27	H28
放流ﾎﾟﾝﾌﾟ	横軸斜流ﾎﾟﾝﾌﾟ 800mm 84m3/min 120kw 700mm 70m3/min 110kw	 2 1	 2 1	 2 1	 2 1
排水樋門	本体内寸2.3*2.3ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ L=52m	1	1	1	1
砂ろ過装置	立形圧力式 処理水量 3,960m3/日 移床式 4,368m3/日	2 1	2 1	2 1	2 1
濃縮槽	円形放射流式 内径 16m 水深 3.0m 容量 603m3	2	2	2	2
機械濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機 50m3/日	2	2	2	2
貯留槽(重力生汚泥) 貯留槽(余剰汚泥)	容量 300m3 容量 300m3	1 1	1 1	1 1	1 1
汚泥脱水機	横型ベルトプレス ベルト巾 3.1m 遠心脱水機 30m3/h 高効率スクリュープレス Φ800	2 1 1	2 1 1	2 1 1	2 1 1
非常用 自家発電設備	デイーゼル機関 V型16気筒 定格出力 6600V、1600kw、2000KVA	1	1	1	1
NAS電池設備	非常電源兼用 500kw級 3600kwh	1	1	1	1
空調設備	空冷マルチパッケージ 3台 各室ゾーン別空調 空冷ヒートポンプパッケージ 4台 他各室 送排風機				
給排水設備	上水道引込、高架水槽方式 受水槽 30T 1台				

②住吉ポンプ場

設備の名称	構造及び能力	保有台数			
		H25	H26	H27	H28
高段ポンプ	600mm×39㎥／min (90kw×3 30kw×1)	4	4	4	4
低段ポンプ	300mm×11.5㎥／min(37kw×3)	3	3	3	3
雨水ポンプ	700mm×70㎥／min(200:DE) 600mm×50㎥／min(100kw×3)	1 3	1 3	1 3	1 3
高段沈砂池	巾2.5m×長12.5m	3	3	3	3
低段沈砂池	巾1.0m×長9.0m	2	2	2	2
雨水沈砂池	巾2.4m×長18m	1	1	1	1
高速ろ過池(新設) (簡易処理高度化施設)	巾3.2m×長4.95m×深2.85m×8地 ろ過面積126.72m^2	1	1	1	1
沈殿池 (休止施設)	(円形)直径33m×深3.2m	1	1	1	1
滅菌設備	巾33m×長14m×深3.4m	1	1	1	1
自家発設備 (高段・低段設備用)	デイーゼル機関 625KVA 6600V 3φ 1500rpm 0.8	1	1	1	1
自家発設備 (雨水設備用)	デイーゼル機関 750KVA 6600V 3φ 1000rpm 0.8	1	1	1	1
空調設備	個別ヒートポンプ方式 空調機 6台 他各室 送排風機				
給排水設備	上水道引込、圧送方式 受水槽 1T 1台				

③池添ポンプ場					
設備の名称	構造及び能力	保有台数			
		H25	H26	H27	H28
雨水ポンプ	400mm×19.8㎥／min（37kw×1） 600mm×45㎥／min（100PS：DE）	1 1	1 1	1 1	1 1
沈砂池	巾2m×長13m	2	2	2	2
自家発設備	ディーゼル機関 100KVA 210V 3φ 1500rpm	1	1	1	1
給排水設備	上水道引込、直結方式				

業 務 範 囲

【業務範囲】

乙が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

1．施設範囲

別紙(1)及び資料(1)－1,2,3による。

2．運転管理範囲

以下に示す業務の範囲とし、実施内容は別添「業務実施計画書」に乙が自ら定めるものとする。

① 甲府市浄化センター(水処理施設、汚泥処理施設)、住吉ポンプ場、池添ポンプ場(以下全施設という)の運転管理業務。

② 全施設(焼却及びコンポスト施設を除く)のユーティリティー調達管理業務。

③ 全施設の運転管理を行うための水質、汚泥分析等業務。

④ 運転管理、各種データーの記録保管業務

⑤ 全施設(焼却及びコンポスト施設を除く)の小修繕業務

小修繕については、乙は甲と協議して実施し、甲に報告する。

なお、金額及び件数は次のとおりとする。

1件50万円以下、年間500万円以下。

⑥ 近隣住民対応業務

乙は、甲の指示がある場合、処理場周辺住民からの苦情等に対し、誠意をもって対応し、その内容、特に臭気等の苦情に対しては現地に赴くなどの対応を行い、状況、対応結果等について速やかに甲へ報告する。

⑦ その他業務

ア. 契約基準を満たすための環境計測

水質管理

水質分析の従事者は、公害防止管理者（水質）もしくは同程度の知識を有するものとする。

水処理施設並びに汚泥処理施設の水質試験・汚泥試験項目及び頻度は以下の通りとする。

分析方法は下水試験方法で定められた分析方法とする。

毎日行なう試験については、原則として平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）とする。

ただし、長期連休となる場合には、状況により日常水質試験を行う。

甲から管理上必要と思われる項目の分析を依頼されたときは、下記の試験項目内において、適宜分析を行う。

(1) 水 質 試 験

運転状況把握のための水質試験項目と頻度

名称 / 項目	流入水 ※1	反応タンク流入水	反応タンク	返送汚泥	処理水	放流水 ※3
水温	○	○			○	○
透視度					○	○
pH	○	○	○	○	○	○
SS	○	○			○	○
BOD※2	●	●			●	●
COD	○	○			○	○
MLDO			○			
SV30			○			
ML(RS)SS			○	○		
ML(RS)VSS			△	△		
全窒素	◎	◎			◎	
全りん	◎				◎	
残留塩素						◎
検鏡			△			
大腸菌群数	◎					◎
健康項目(28)	◇					◇
生活環境項目(12)	◇					◇
アルカリ度	○	○	△		○	

○ 毎日行なう試験項目　●週１回行なう試験項目　▲月1回行なう試験項目

◎ 月2回以上行なう試験項目　△適宜　◇（３）参照

※1 流入ゲート前での採水が困難なことにより、曝気沈砂池流出水を流入水と見なす。

※2 処理水のBODはC-BOD試験も並行し行う。

※3 大腸菌群数・残留塩素分析以外の水質分析項目については、処理水の分析値を放流水質と見なす。

※4 サンプリング場所については、別紙(7)－1，2のとおりとする。

※5 住吉ポンプ場の放流水質試験は、下水道法施行令第12条第3項の規定に基づき、毎年省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時に行うものとする。

(2) 汚 泥 試 験

汚泥試験項目と頻度

汚泥 / 項目	生汚泥	余剰汚泥	機械濃縮汚泥	重力濃縮汚泥	濃縮分離液	脱水供給汚泥	脱水ケーキ	脱水分離液	機械濃縮機	
									供給汚泥	ろ液
TS	◎	◎	●	●		○			●	
VTS	◎	◎	●	●		○	●			
pH	◎	◎	●	●	○	○		●	●	○
SS					○			●		○
含水率							○			

○ 毎日行なう試験項目　●週１回行なう試験項目　◎ 月2回以上行なう試験項目

※管理上必要と思われるときは、適宜分析を行う。

(3) 水質汚濁防止法排出基準

No.	健康保護項目	分析
1	カドミウム	◎
2	シアン	▲
3	有機リン	▲
4	鉛	◎
5	六価クロム	▲
6	ヒ素	○
7	水銀	○
8	アルキル水銀	▲
9	ポリ塩化ビフェニル	▲
10	ジクロロメタン	▲
11	四塩化炭素	▲
12	1,2-ジクロロエタン	▲
13	1,1-ジクロロエチレン	▲
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	▲
15	1,1,1-トリクロロエタン	▲
16	1,1,2-トリクロロエタン	▲
17	トリクロロエチレン	▲
18	テトラクロロエチレン	▲
19	1,3-ジクロロプロペン	▲
20	チウラム	▲
21	シマジン	▲
22	チオベンカルブ	▲
23	ベンゼン	▲
24	セレン	○
25	ホウ素	▲
26	フッ素	▲
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	◎
28	1-4ジオキサン	▲

No.	生活環境項目	分析
1	pH	◎
2	BOD	◎
3	COD	◎
4	SS	◎
5	ヘキサン抽出物質（鉱物油）	◎
	ヘキサン抽出物質（動植物油）	
6	フェノール	▲
7	銅	◎
8	亜鉛	○
9	溶解性鉄	◎
10	溶解性マンガン	◎
11	総クロム	◎
12	大腸菌群数	◎

◎　試験項目として月1回分析
○　毎月分析し計量証明を提出する。
▲　年2回外注分析し計量証明を提出する。
※　諸業務（重金属等分析業務）参照
（但し、放流水のみ）

(4) 悪臭物質濃度測定
別紙（３）実施基準書及び別紙（８）－１，２のとおりとする。

(5) 騒音測定
別紙（３）実施基準書及び別紙（８）－１，２のとおりとする。

ア.　省エネ対策
エネルギー管理員を配置し、管理標準を定め省エネ対策を講じるものとする。
（NAS電池による夏季ピーク調整契約に関わることを含む。）
イ.　緊急事態対策
ウ.　必要と思われる業務

3．維持管理範囲

以下に示す業務範囲とし、実施内容は別添「業務実施計画書」で乙が自ら定めるものとする。

① 全施設の電気設備、機械設備、建築設備の日常的・定期的な運転、保守、点検。

② 点検等によって発見された異常個所等について、正常状態に復帰させるために行う調整（汎用工具と汎用部品を用いて現場にて実施できる程度の範囲内とする）。

③ 全施設の電気設備、機械設備、建築設備の機能を保つために必要な調整、潤滑油及び消耗部品の交換。

④ 全施設の保安、見学者案内（補助）、除草業務業務（別紙9-1,2,3のとおりとする）

⑤ 保守、点検、整備等の記録保管業務。

⑥ 全施設の設備を清潔で円滑に稼動するため、以下に定める諸業務。
諸業務は再委託することを基本とし、業務実施時は甲と事前協議を行なうこと。

ｱ. 諸業務－処理設備関係－　資料(4)

ｲ. 諸業務－建築設備関係－　資料(4)

ｳ. 諸業務－分析関係－　資料(4)

⑦ その他（甲府市浄化センターで組織する各種委員会に参加すること等）

4．業務区分個所

乙の業務区分個所は以下のとおりとする。

ｱ. 汚泥焼却とのトリッパー落し口まで

ｲ. 場外搬出とのホッパー渡しまで

④ 発生した、し渣、沈砂の処分については、以下に示す。

ｱ. 甲府市浄化センターホッパー渡しまで

ｲ. 住吉ポンプ場ホッパー渡しまで

別紙(3)

業 務 実 施 基 準 書

【業務実施基準】　※契約基準値は4期目（平成26年5月～平成29年3月）の値　別紙(3)

1. 運転管理に関する基準

(1) 水質基準

① 乙が満たすべき基準は、以下のとおりとする。

放流水質基準				
採水場所：放流ｹﾞｰﾄ付近及び塩素の注入前の位置				
項目		契約基準		法定基準
pH		6.0～8.0		5.8～8.6
BOD	(mg/L)	15.0以下	年平均 10.0	20以下
SS	(mg/L)	10.0以下	年平均 5.0	50以下
大腸菌群数	(個/mL)	1000以下		1000以下

② 甲府市における特定事業所からの排出水の水質基準は、別添資料(3)を参考とする。

(2) 汚泥基準

① 乙は、脱水汚泥の含水率が汚泥契約基準内にあっても、常に含水率を向上させるための努力義務がある。

② 乙は、脱水汚泥の処分先（焼却）との連絡を密にし業務を行う。

③ 乙が満たすべき基準は、以下のとおりとする。

④ 汚泥の採取は、コンポジット方式とし赤外線式水分計で測定する。（2回以上/日）

汚泥基準	区分期間	契約基準（含水率）	
		日平均	区分期間平均
脱水機汚泥	6月～9月	77.5%以下	77.0%以下
	10月～5月	78.5%以下	77.5%以下

区分期間平均含水率は、区分期間の脱水ｹｰｷ量と固形物量から算出したものとする。

(3) 運転基準

対象施設の運転に伴い、乙が満たすべき基準は、以下のとおりとする。

① 悪臭物質

悪臭の基準			（甲府市浄化センター）
項目		契約基準値	管理基準値
アンモニア	(ppm)	1以下	1以下
メチルメルカプタン	(ppm)	0.002以下	0.002以下
硫化水素	(ppm)	0.02以下	0.02以下

測定場所は、甲府市浄化センター4箇所の別紙（8）-1の各脱臭設備出・入口とする。
測定は、検知管式気体測定器で月1回測定すること。
ただし、管理上必要と思われるときは、適宜測定を行う。
※甲府市浄化センター脱水機棟の作業環境測定については、定期的に測定を行い、労働安全衛生法第六十五条の基準値以下とすること。

悪臭の基準			（住吉ポンプ場）
項目		契約基準値	管理基準値
アンモニア	(ppm)	2以下	2以下
メチルメルカプタン	(ppm)	0.004以下	0.004以下
硫化水素	(ppm)	0.06以下	0.06以下

測定場所は、住吉ポンプ場1箇所の別紙（8）-2の各脱臭設備出・入口とする。
測定は、検知管式気体測定器で月1回測定すること。
ただし、管理上必要と思われるときは、適宜測定を行う。

② 騒音

平成12年度甲府市告示第206号　第2種区域

騒音の基準			（甲府市浄化センター）
項目		契約基準値	法定基準値
敷地境界	昼　(db)	55以下	55以下
	朝夕　(db)	50以下	50以下
	夜間　(db)	45以下	45以下

測定場所は、甲府市浄化センター敷地境界、別紙（8）-1の3箇所とする。
測定は、騒音測定器で月1回、上記の時間帯で測定すること。

平成12年度甲府市告示第206号　第3種区域

騒音の基準			（住吉ポンプ場）
項目		契約基準値	法定基準値
敷地境界	昼　(db)	65以下	65以下
	朝夕　(db)	60以下	60以下
	夜間　(db)	50以下	50以下

測定場所は、住吉ポンプ場敷地境界、別紙（8）-2の2箇所とする。
測定は、騒音測定器で月1回、上記の時間帯で測定すること。

※　（昼間　午前8時～午後7時　　夕　午後7時～午後10時）
　　（朝　午前6時～午前8時　　夜間　午後10時～午前6時）

2. 維持管理に関する基準

(1) 維持管理基準

維持管理基準は、施設機能が劣化しないよう、日常的な保守点検整備を行うことで、施設の状態を正常な状態に維持すること（経年劣化を除く）を目的とする。

① 処理設備

『下水道維持管理指針』の保守点検・整備を基本とし、詳細については、機器それぞれのマニュアル、取扱説明書を契約基準とする。

② 建築設備

『建築保全業務共通仕様書』を基本とし、詳細については『施設管理のための保全ガイドブック』、機器それぞれのマニュアル、取扱説明書を契約基準とする。

③ 施設機能確認

平成24年度に実施した別添「施設機能確認書」を保証し、これを維持するため上記①②のとおり保守点検整備を、『下水道施設改築・修繕マニュアル』に基づき実施し、年1回（契約後6か月以内契約完了前1か月以内含む）契約内3回の施設機能確認（電気・機械設備）を行い、「施設機能確認書」を甲へ提出して承認を得るものとする。

④ 消耗品等

機器維持管理業務を実施する際、消耗品等（別紙5ユーティリィティは除く）が必要となった場合は、遅滞なく甲に報告し、消耗品等の支給を受けるものとする。

※　機器とは、対象施設すべての処理設備（電気・機械）及び建築設備（電気・機械）をいう。

有　資　格　者

【有資格者】

(1) 乙は、対象とする業務を遂行するにあたって、下記の有資格者を配置する。
なお、総括責任者の資格要件は、次のアの資格を有するもので、かつイ又はウの実務経験を有する者とする。

ア　下水道管理技術認定試験（処理施設）又は下水道技術検定第3種の合格者であること。

イ　下水道終末処理場維持管理の経験が7年以上であること。

ウ　下水道終末処理場の総括責任者又は副総括責任者として実務経験が3年以上であること。

(2) 乙は、法令に基づく届出を行うため、処理場に勤務する有資格者の内から法定資格者を選任し関係機関へ届出を行う。

(3) 乙は、配置する有資格者の合格証明、免状又は修了証の写しを添付する。

(4) 乙は、配置する有資格者の会社在籍証明（保険証等）の写しを添付する。

	資格名称	関係法令	所轄官庁	配置人員数
1	下水道処理施設管理技士	下水道法第22条の第2項	国土交通省	1名
2	第3種下水道技術検定及び下水道管理技術認定（処理施設）	下水道法第22条の第2項	国土交通省	7名以上
3	危険物取扱主任者乙種第二類	消防法第13条	総務省	2名以上
4	危険物取扱主任者乙種第三類	消防法第13条	〃	2名以上
5	危険物取扱主任者乙種第四類	消防法第13条	〃	2名以上
6	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 （第二種酸素欠乏危険作業主任者名称変更）	労働安全衛生法第6条	厚生労働省	10名以上
7	第一種公害防止管理者（水質）	公害防止組織整備に関する法律第8条第1項	環境省・経済産業省	1名以上
8	一般毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法		1名以上
9	第二種電気工事士及び 認定電気工事従事者	電気工事士法第3条 電気工事士法第4条	経済産業省	2名以上
10	小型移動式クレーン運転技能者	労働安全衛生法第61,72,75条	厚生労働省	2名以上
11	玉掛け技能者	クレーン等安全規則	厚生労働省	5名以上
12	二級管工事施工管理技士	建設業法第27条	国土交通省	1名以上
13	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条	厚生労働省	2名以上
14	ガス・アーク溶接技能講習終了	労働安全衛生法第14条、59条の3	厚生労働省	2名以上
15	エネルギー管理員	エネルギーの合理化に関する法律第12条の3	経済産業省	1名以上

ユ ー テ ィ リ テ ィ

別紙(5)

【ユーティリティ】

1. 薬品

品　名	備　考
次亜塩素酸ソーダ（12%）	住吉P場放流水滅菌用
次亜塩素酸ソーダ（12%）	放流水滅菌用
高分子凝集剤（脱水用）	高効率スクリュープレス用
高分子凝集剤（脱水機）	遠心用
高分子凝集剤（脱水機） （新ベルトプレスNo1・2）	ベルトプレス用
高分子凝集剤（濃縮用）	機械濃縮用
汚泥消臭剤（1tコンテナ）	注入機共
苛性ソーダ（25%）	スクリーン棟脱臭用
次亜塩素酸ソーダ（12%）	No．3砂ろ過水用
水質・汚泥分析薬品	
分析用ガス	
その他（除草剤・殺虫剤・殺鼠シート・餌等）	住吉P場・池添P場含む

2. 燃料

品　名	備　考
軽油	池添P場燃料
プロパンガス	住吉P場給湯用
A重油	住吉P場非発用
A重油	甲府市浄化センター非発用
ガソリン	住吉P場・池添P場含む作業用機器燃料
オイル	処理機器用
グリス	処理機器用

3. 消耗品

品　名	備　考
No1・2脱水機ろ布（2台分）	ﾍﾞﾙﾄﾌﾟﾚｽ上・下用
けい砂	№3砂ろ過補給用（粒径0.8mm）
カーボンブラシ	汚水ポンプ・ブロワ用
機械部品	Vベルト・フィルター・ベアリング等
電気部品	リレー・マグネット・タイマー等
水処理施設整備用塗料	

上記以外は、甲の所管とする。

乙は、委託開始時に在庫のある上記物品等を委託完了時、同数同様なものを揃えておくものとする。

なお、異常流入水及び外部的要因等により、ユーティリティ費（薬品等）が通常と異なる場合は甲と協議をするものとする。

遵守すべき関係法令・条例等

【遵守すべき関連法令、条例等】

関連する、施行令、規則、省令、政令、通達、告示を含む。

	名　称	制　定	改　正	適用業務
1	下水道法	昭33･4･24法律第79号	平23･12･14法律第122号	
2	環境基本法	平5･11･19法律第91号	平24･6･27法律第47号	
3	水質汚濁防止法	昭45･12･25法律第138号	平25･6･21法律第60号	
4	大気汚染防止法	昭43･6･10法律第97号	平25･6･21法律第60号	
5	騒音規制法	昭43･6･10法律第98号	平23･12･14法律第122号	
6	振動規制法	昭51･6･10法律第64号	平23･12･14法律第122号	
7	悪臭防止法	昭46･6･1法律第91号	平23･12･14法律第122号	
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭45･12･25法律第137号	平24･8･1法律第53号	
9	道路交通法	昭35･6･25法律第105号	平25･6･21法律第53号	
10	道路法	昭27･6･10法律第180号	平23･8･30法律第105号	
11	河川法	昭39･7･10法律第167号	平25･6･12法律第35号	
12	建築基準法	昭25･5･24法律第201号	平25･6･14法律第44号	
13	電気事業法	昭39･7･11法律第170号	平25･6･21法律第53号	
14	電気工事士法	昭35･8･1法律第139号	平24･6･27法律第47号	
15	電波法	昭25･5･2法律第131号	平25･6･12法律第36号	
16	エネルギーの使用の合理化に関する法律	昭54･6･22法律第49号	平20･5･30法律第47号	
17	消防法	昭23･7･24法律第186号	平25･6･14法律第44号	
18	労働安全衛生法	昭47･6･8法律第57号	平23･6･24法律第74号	
19	高圧ガス保安法	昭26･6･7法律第204号	平25･6･14法律第44号	
20	毒物及び劇物取締法	昭25･12･28法律第303号	平23･12･14法律第123号	
21	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法	平11･7･13法律第86号	平14･12･13法律第152号	
22	警備業法	昭47･7･5法律第117号	平23･6･3法律第61号	
23	県条例山梨県			
24	市条例甲府市			
25	その他必要な関係法令、条例等			
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				

※法令等が改正された場合は、改正後の法令等を遵守すること。

水質試験サンプリング地点

１　甲府市浄化センター

２　住吉ポンプ場

甲府市浄化センター　水質試験サンプリング地点

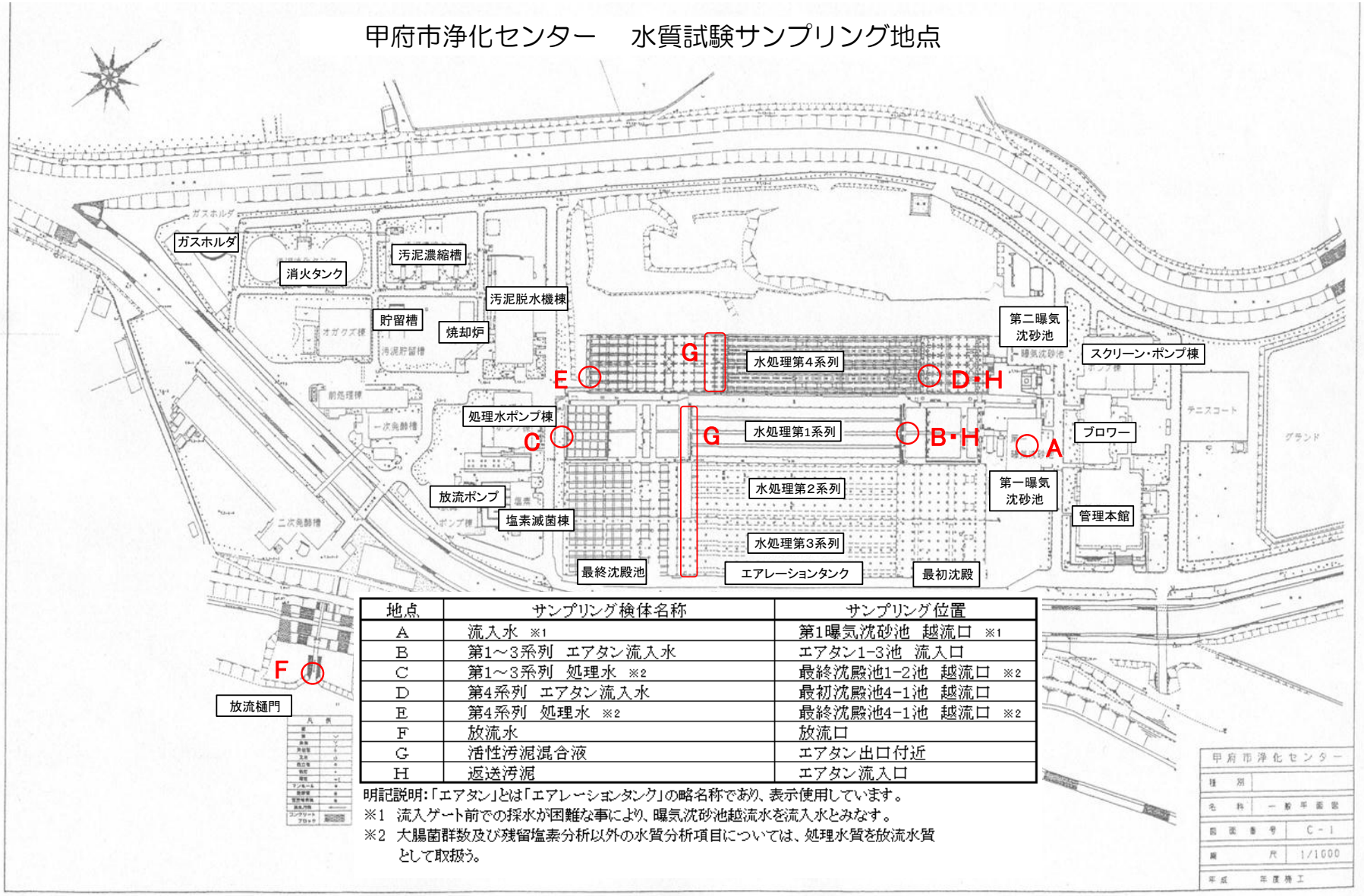

地点	サンプリング検体名称	サンプリング位置
A	流入水　※1	第1曝気沈砂池　越流口　※1
B	第1～3系列　エアタン流入水	エアタン1-3池　流入口
C	第1～3系列　処理水　※2	最終沈殿池1-2池　越流口　※2
D	第4系列　エアタン流入水	最初沈殿池4-1池　越流口
E	第4系列　処理水　※2	最終沈殿池4-1池　越流口　※2
F	放流水	放流口
G	活性汚泥混合液	エアタン出口付近
H	返送汚泥	エアタン流入口

明記説明:「エアタン」とは「エアレーションタンク」の略名称であり、表示使用しています。

※1　流入ゲート前での採水が困難な事により、曝気沈砂池越流水を流入水とみなす。

※2　大腸菌群数及び残留塩素分析以外の水質分析項目については、処理水質を放流水質として取扱う。

別紙(7)-1

住吉ポンプ場　サンプリング地点

A　高段流入水（高段沈砂池流入ｹﾞｰﾄ出口）
B　高速ろ過池放流水（高速ろ過池出口）
C　塩素混和池放流水（塩素混和池）
D　雨水放流水（雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ井）

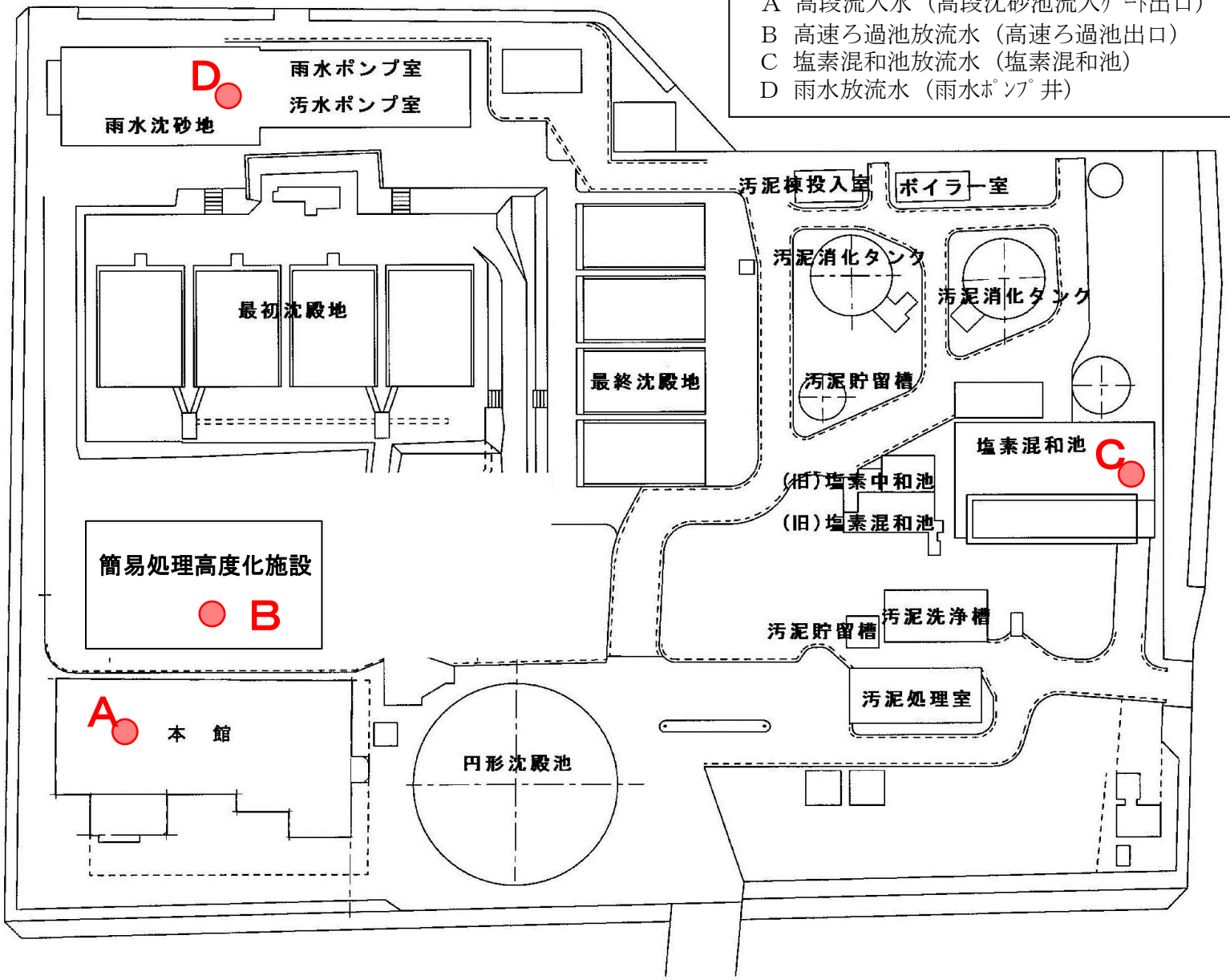

別紙(7)-2

臭気測定地点及び騒音測定地点

1　甲府市浄化センター

2　住吉ポンプ場

甲府市浄化センター　臭気測定地点及び騒音測定地点

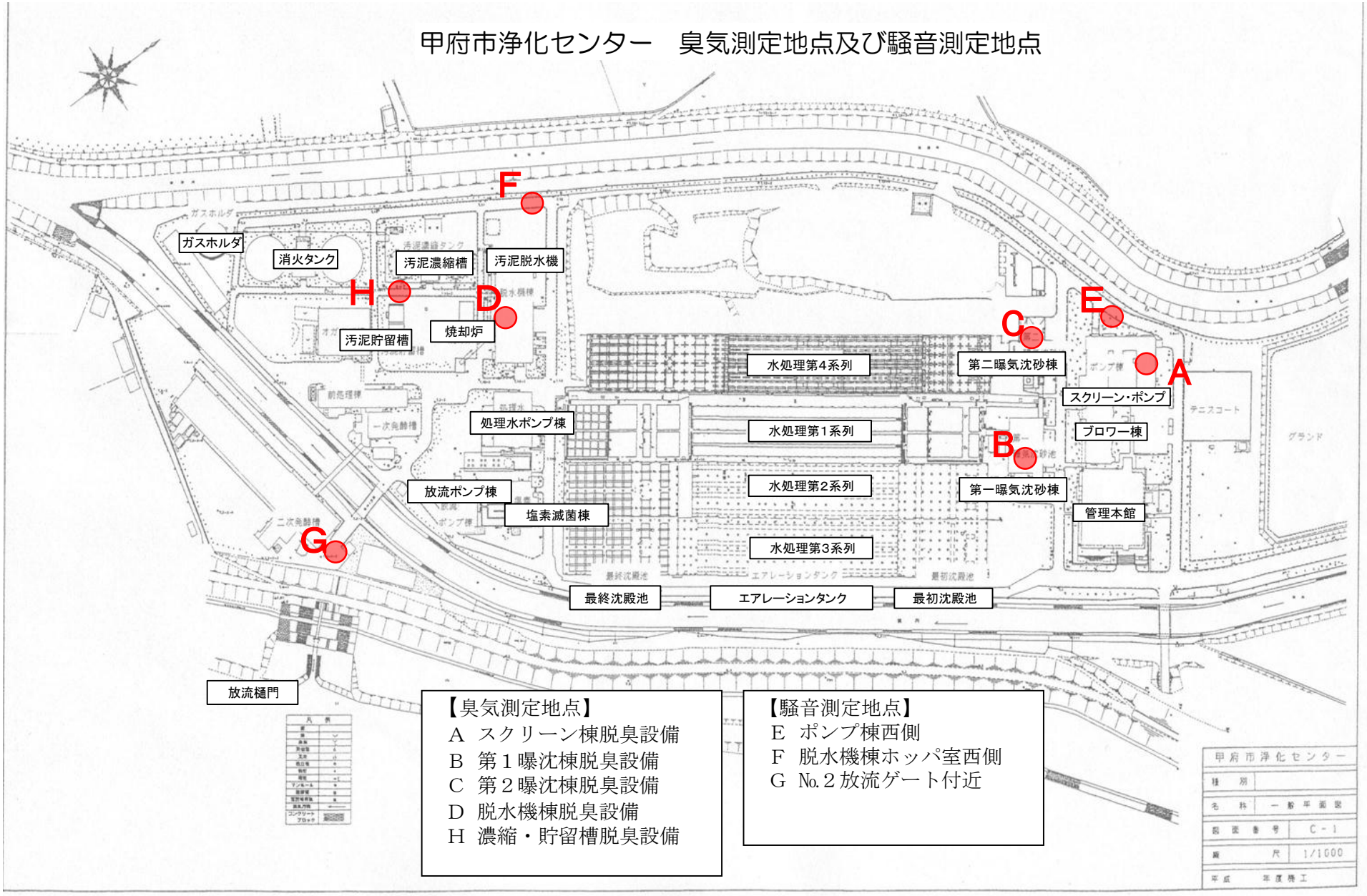

別紙(8)-1

住吉ポンプ場　臭気測定地点及び騒音測定地点

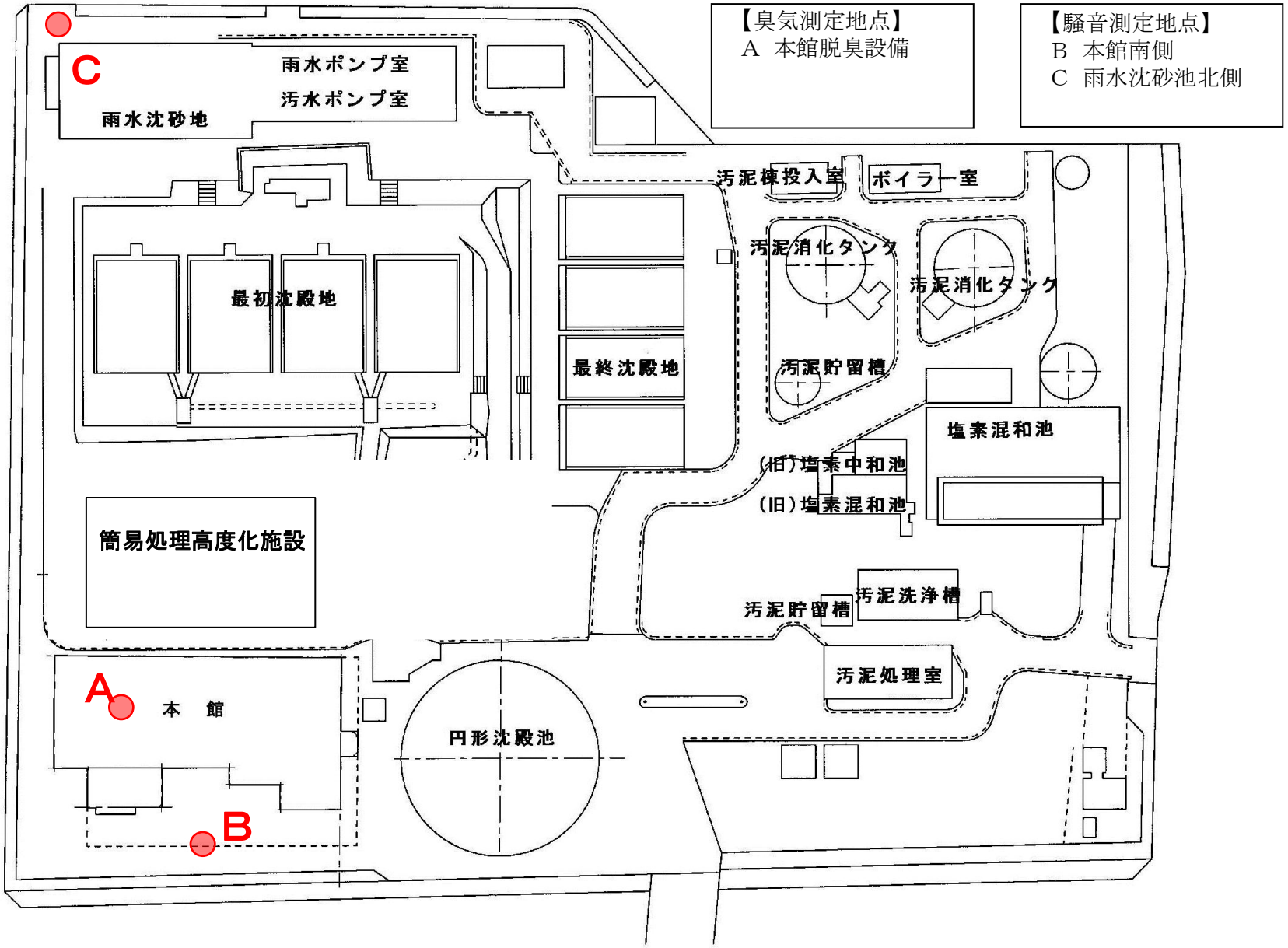

別紙(8)-2

除 草 作 業 場 所

1　甲府市浄化センター

2　住吉ポンプ場

3　池添ポンプ場

甲府市浄化センター　除草作業場所

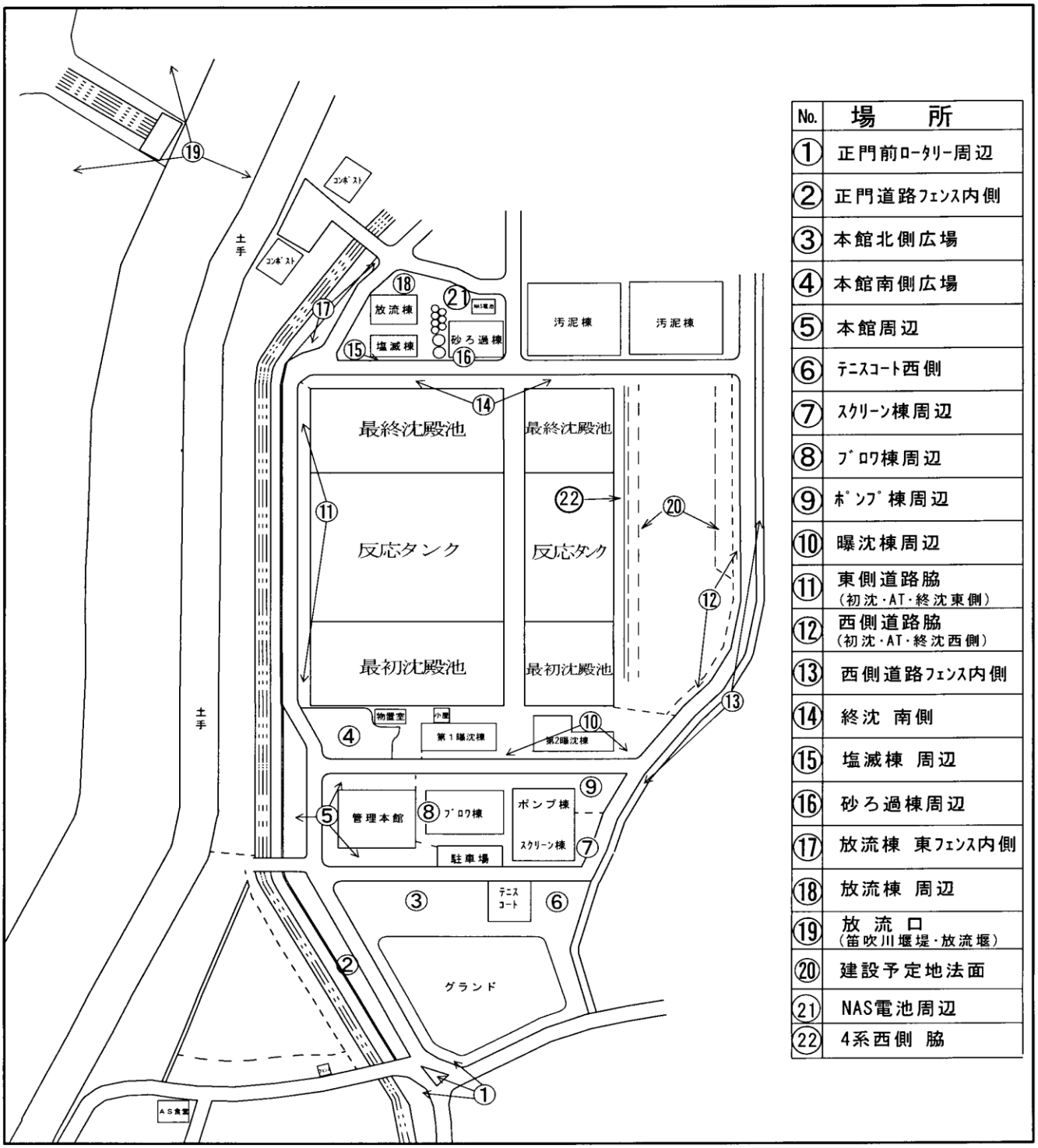

No.	場　所
①	正門前ロータリー周辺
②	正門道路フェンス内側
③	本館北側広場
④	本館南側広場
⑤	本館周辺
⑥	テニスコート西側
⑦	スクリーン棟周辺
⑧	ブロワ棟周辺
⑨	ポンプ棟周辺
⑩	曝沈棟周辺
⑪	東側道路脇（初沈・AT・終沈東側）
⑫	西側道路脇（初沈・AT・終沈西側）
⑬	西側道路フェンス内側
⑭	終沈　南側
⑮	塩滅棟　周辺
⑯	砂ろ過棟周辺
⑰	放流棟　東フェンス内側
⑱	放流棟　周辺
⑲	放流口（笛吹川堰堤・放流堰）
⑳	建設予定地法面
㉑	NAS電池周辺
㉒	4系西側　脇

住吉ポンプ場　除草作業場所

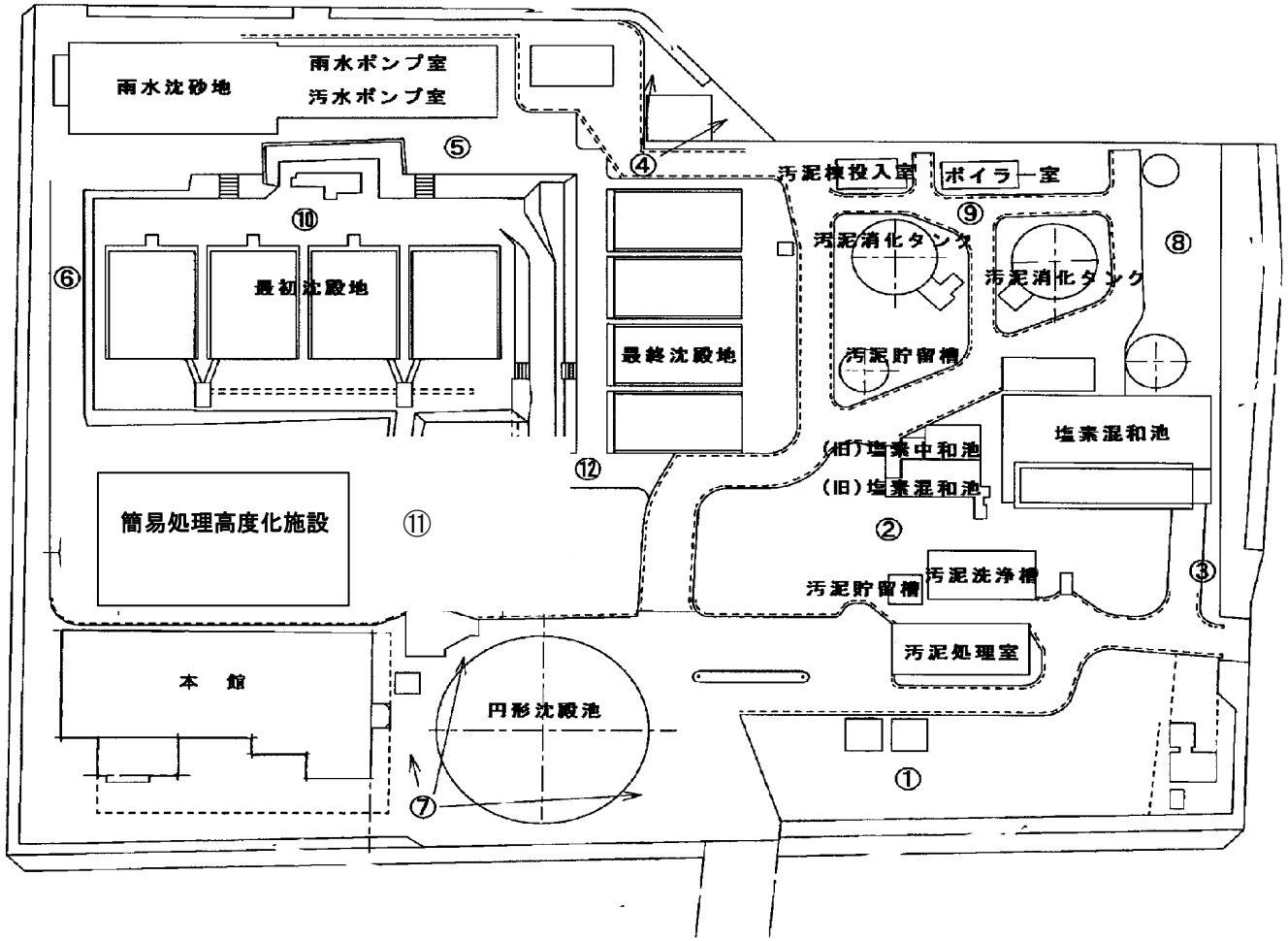

No.	場　　所
①	ﾌﾞﾚﾊﾌﾞ会議室周辺
②	滅菌室周辺
③	井水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備周辺
④	雨水自家発室周辺
⑤	雨水電気室南側
⑥	場内西側道路
⑦	円形沈殿地設備周辺
⑧	場内東北側植込
⑨	消化ﾀﾝｸ設備周辺
⑩	最初沈殿地設備周辺
⑪	簡易処理高度化施設周辺
⑫	最終沈殿地設備周辺

別紙(9)-2

池添ポンプ場　除草作業場所

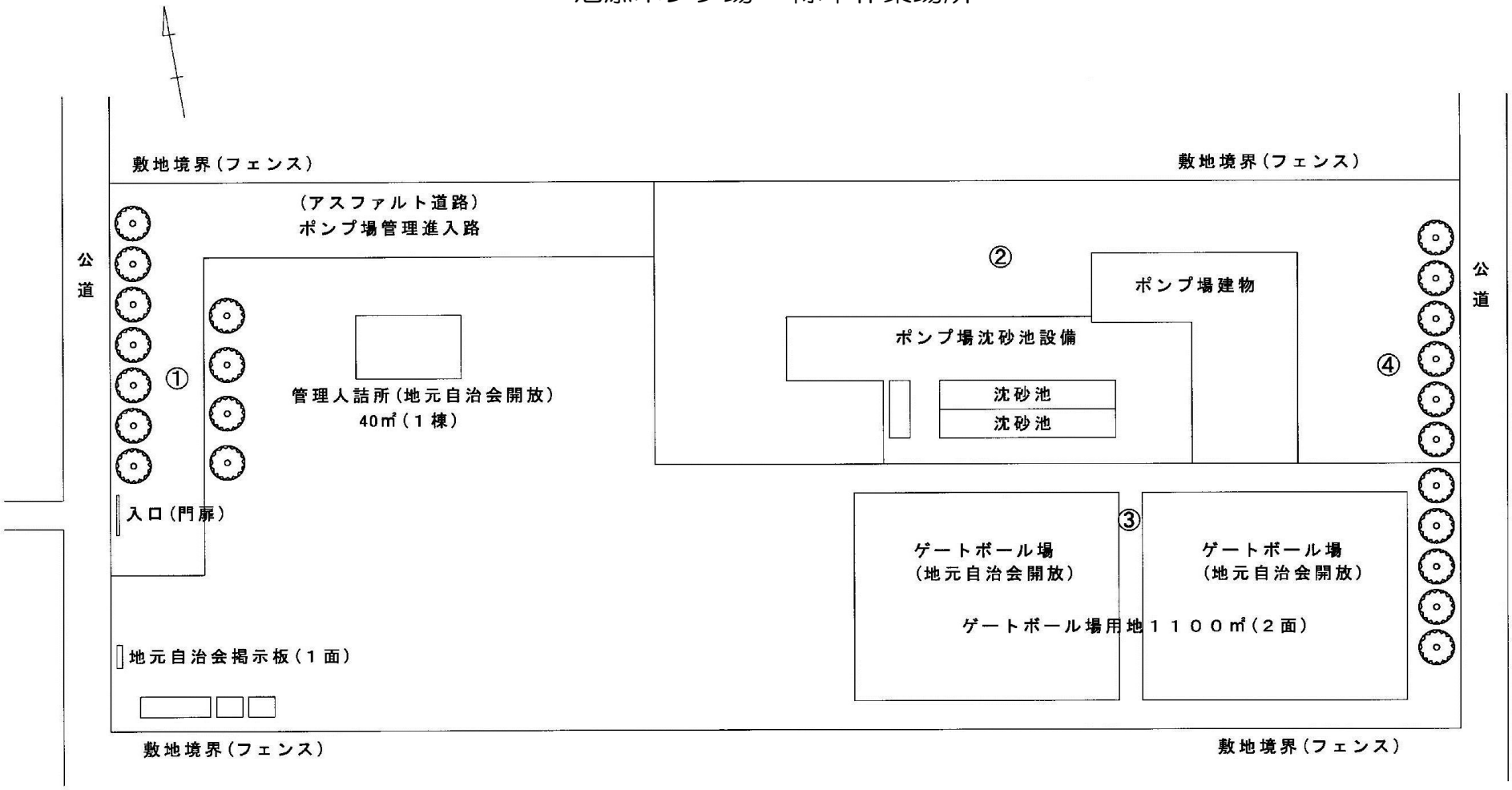

No.	場　　所	No.	場　　所
①	西側植込	③	ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場周辺
②	ﾎﾟﾝﾌﾟ場施設周辺	④	東側植込

別紙(9)-3

甲府市浄化センター水処理運転管理業務委託

（第　四　期）

資料集

甲府市上下水道局

目　　次

資料(1)　業務範囲
　甲府市浄化センター平面図
　住吉ポンプ場平面図
　池添ポンプ場平面図
　平成24年度機能確認一覧表

資料(2)　下水道排除基準表

資料(3)　工事修繕関係
　処理場施設改築計画
　水処理施設修繕計画
　甲府市浄化センター建設工事台帳
　甲府市浄化センター工事及び修繕履歴

資料(4)　諸業務
　処理設備関係
　建築設備関係
　分析関係

業　務　範　囲

１ 甲府市浄化センター平面図

２ 住吉ポンプ場平面図

３　池添ポンプ場平面図

４　平成24年度機能確認一覧表

①　機械設備

②　電気設備

浄化センター平面図

S=NON

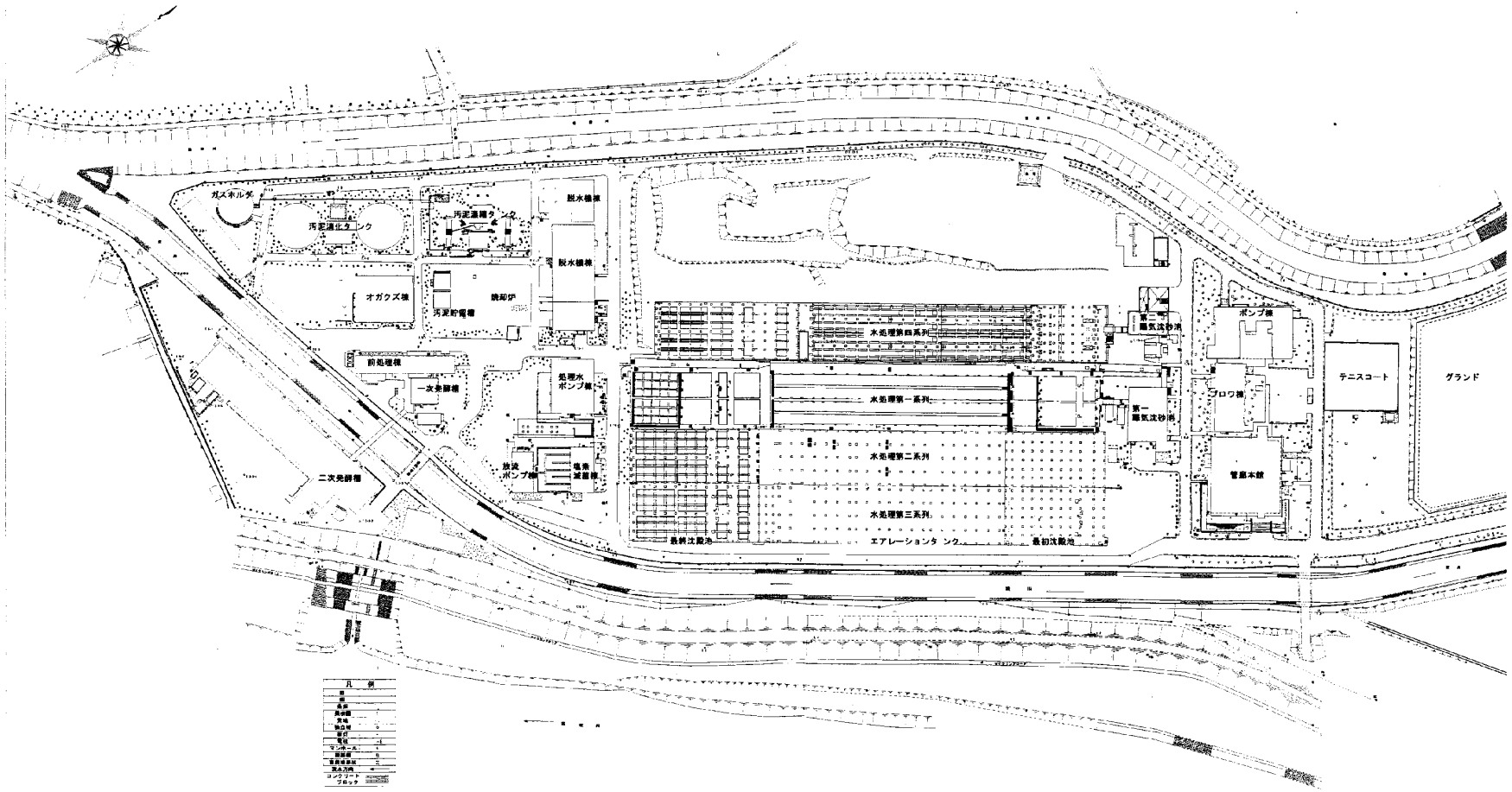

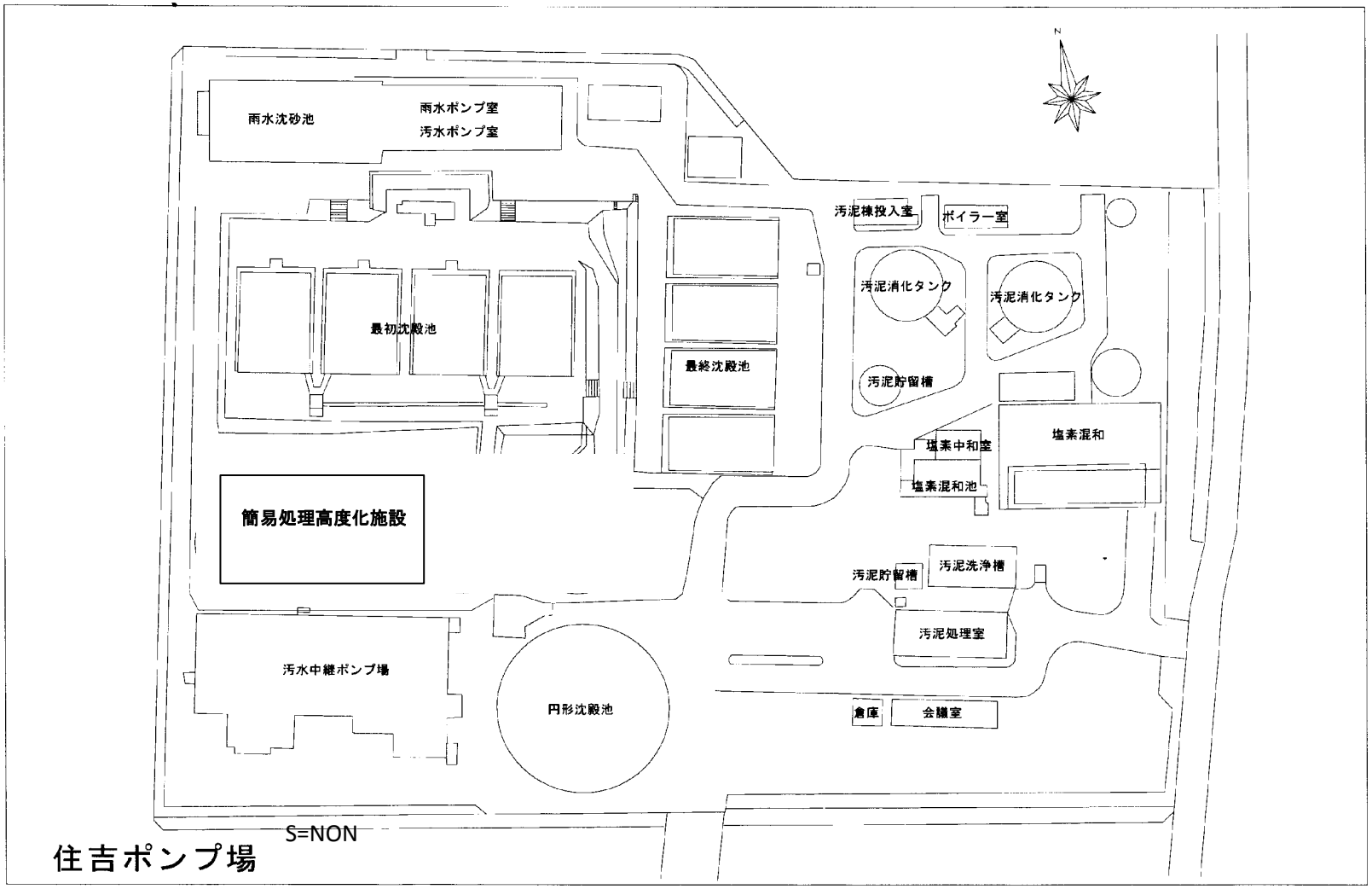
雨水沈砂池
雨水ポンプ室
汚水ポンプ室
最初沈殿池
最終沈殿池
簡易処理高度化施設
汚水中継ポンプ場
円形沈殿池
汚泥棟投入室
ボイラー室
汚泥消化タンク
汚泥消化タンク
汚泥貯留槽
塩素中和室
塩素混和池
塩素混和
汚泥貯留槽
汚泥洗浄槽
汚泥処理室
倉庫
会議室
N
S=NON

住吉ポンプ場

池添ポンプ場

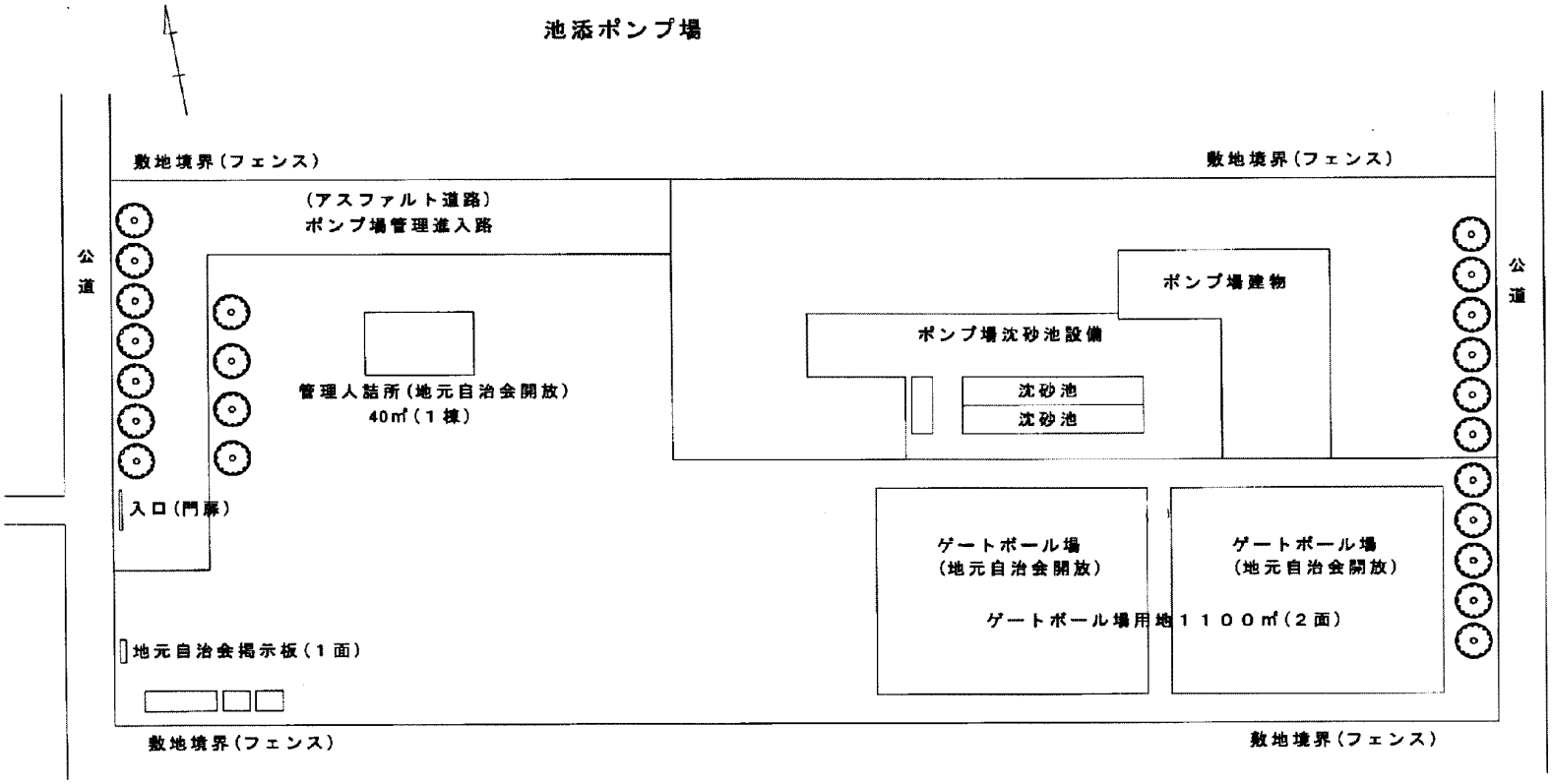
敷地境界(フェンス)
敷地境界(フェンス)
(アスファルト道路)
ポンプ場管理進入路
公道
公道
ポンプ場建物
ポンプ場沈砂池設備
沈砂池
沈砂池
管理人詰所(地元自治会開放)
40㎡(1棟)
入口(門扉)
ゲートボール場
(地元自治会開放)
ゲートボール場
(地元自治会開放)
ゲートボール場用地1100㎡(2面)
地元自治会掲示板(1面)
敷地境界(フェンス)
敷地境界(フェンス)

S=NON

下 水 道 排 除 基 準 表

下 水 道 排 除 基 準 表

資料(2)

対象項目			特定施設設置事業場			特定施設の無い事業所		
			50㎥/日以上	50㎥/日未満20㎥/日以上	20㎥/日未満	50㎥/日以上	50㎥/日未満20㎥/日以上	20㎥/日未満
健康項目	カドミウム	mg/L	検出されないこと			検出されないこと		
	シアン	mg/L	0.1			0.1		
	有機リン	mg/L	検出されないこと			検出されないこと		
	鉛	mg/L	0.1			0.1		
	6価クロム	mg/L	0.05			0.05		
	砒素	mg/L	0.05			0.05		
	水銀	mg/L	0.005			0.005		
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと			検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003			0.003		
	トリクロロエチレン	mg/L	0.3			0.3		
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.1			0.1		
	ジクロロメタン	mg/L	0.2			0.2		
	四塩化炭素	mg/L	0.02			0.02		
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.04			0.04		
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.2			0.2		
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.4			0.4		
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	3			3		
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.06			0.06		
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	0.02			0.02		
	チウラム	mg/L	0.06			0.06		
	シマジン	mg/L	0.03			0.03		
	チオベンカルブ	mg/L	0.2			0.2		
	ベンゼン	mg/L	0.1			0.1		
	セレン	mg/L	0.1			0.1		
	ホウ素およびその化合物	mg/L	10			10		
	フッ素およびその化合物	mg/L	1(既設は5)		8	1(既設は5)		8
	ダイオキシン類	pg/L	10			10		
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量	mg/L	380			380		
生活環境項目	クロム	mg/L	0.5(既設は1)			0.5(既設は1)		
	銅	mg/L	1			1		
	亜鉛	mg/L	1			1		
	フェノール類	mg/L	1			1		
	溶解性鉄	mg/L	1(既設は5)			1(既設は5)		
	溶解性マンガン	mg/L	1			1		
	BOD	mg/L	600			600		
	SS	mg/L	600			600		
	ﾍｷｻﾝ抽出物質(鉱類)	mg/L	5			5		
	ﾍｷｻﾝ抽出物質(動植)	mg/L	30			30		
	pH	---	5～9			5～9		
	温度	℃	45			45		
	ヨウ素消費量	mg/L	220			220		

特定施設とは、水質汚濁防止法により定められたガソリンスタンドの洗車機などの施設をいいます。

*フッ素及びその化合物　すべての特定事業場に適用 許容限度は次のとおり

排水量　20㎥/D未満を除く

新設とはS50.8.1以降に設置,既設とはS50.8.1以前に設置されている事業所

BOD.SS,ﾍｷｻﾝ抽出物質(動植)は50㎥/日未満適用除外

クロム、銅、亜鉛、フェノール類、溶解性鉄、溶解性マンガンは20㎥/日未満適用除外

枠内は直罰等による規制に係わる基準値です